

青少年の悩み事・非行やネットトラブルでお困りのときは、お気軽にご相談ください。

冬の青少年をまもる運動

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 電話(052)972-3257 FAX(052)972-4439

青少年の悩み事・非行やネットトラブルでお困りのときは、お気軽にご相談ください。

名 称	実施機関・所在地	電 話	方 法 等	相 談 時 間	相 談 内 容
子ども若者総合相談	名古屋子ども若者総合相談センター 名古屋教育館6階	961-2544	面談相談（予約） Eメールkiku@wakanaet	月～土 10:00～17:00 （祝日・年末年始を除く）	ニート、ひきこまり等の困難を有する子ども若者に関する相談
子どもの権利相談室「なごもっか」	東区事像一丁目3-3 NMC名古屋通信センター6階	0120-874-994 211-8640 [FAX]211-8072	電話相談・来所相談・FAX・郵便 20時から深夜に希望する場合は事前に連絡してください	月 火 水 木 金 土 11:00～19:00 11:00～21:00 11:00～17:00 （祝日・年末年始を除く）	子どもの権利侵害に関する相談
子ども教育相談ハートフレンドなごや	熱田区神宮三丁目6-14 名古屋教育センター内	683-8222	電話相談 来所相談（要予約） 訪問相談（学校を通じての申し込み）	月～金 9:30～19:00 土 9:30～12:00 月～金 9:30～17:00 月～金 9:00～16:00 随時 ※通話料は別途加算することもあります。	子どもの教育・養育上の問題にあつらゆる内容
なごやヤングケアラーコネクトPocket	※ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っている子ども若者のこと	LINE相談窓口 		月～土 17:30～21:30 （祝日・年末年始を除く）	ヤングケアラーとその家族からの相談
ヤングテレホン	愛知県警察本部少年課 少年サポートセンター 名古屋駅前区折戸町4-16 名古屋市役所 児童福祉センター内	764-1611 0120-7867-7 7867-7 [FAX]764-1613	電話相談・面談相談（予約） Eメール相談は愛知県警ホームページからご利用ください	月～金 9:00～17:00 （祝日・年末年始を除く） 月～金 9:00～17:00 （祝日・年末年始を除く） 24時間 後援団体の休日17:30～6:45、土曜日は年末年始には対応しないのは、当施設ごとの規定によるものです。	少年自身の悩みことや保護者からの少年に関する相談 犯罪に関心し、犯罪被害者など少年の被害に関する相談 少年の性被害に関する情報提供
精神保健福祉相談	名古屋市 精神保健福祉センター 中川区栄町4-7-18 5階	483-2095(代) 483-3022 (昼休まず受付)	電話相談・面談相談（予約）	月～金 8:45～17:15 （祝日・年末年始を除く）	思春期・依存症・自殺意識に関する本人や家族からの相談
若者自立支援事業	北部ステップアップルーム「み5le」、南部ステップアップルーム「ミライディア」	325-2890 684-6461	電話相談・（その他カウンセリング、職業訓練サービス、居場所提供等の支援を実施）	月・水・金・土 10:00～16:00 （祝日・年末年始を除く） 月・水・金・土 10:00～16:00 （祝日・年末年始を除く）	就労等自立に向けて悩む有する若者及びその家族を対象とした基盤支援に関する相談
サイバー犯罪相談情報提供	愛知県警察本部 中区三の丸二丁目1-1	951-1611(代)	電話相談 サイバー犯罪に関する情報提供、相談ページ https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/souden.html	月～金 9:00～17:00 （祝日・年末年始を除く） 24時間 （遠隔で通話にかかることもあります。）	不正アクセス・フィッシング・コンピュータウイルスに関する相談
電気通信サービス相談窓口	総務省東海総合通信局 東区白旗1-15-1 名古屋合同庁舎第三号棟	971-9133	電話相談	月～金 9:00～12:00 12:00～17:00 （祝日・年末年始を除く）	携帯電話やインターネットの利用に関するトラブルに関する相談
インターネット・携帯違法・有害情報相談センター	違法・有害情報相談センター （総務省支援事業）	インターネット相談窓口 https://www.lhano.jp/		24時間 （遠隔で通話にかかることもあります。）	誹謗中傷、名誉毀損、人権問題、自殺、殺人予告などのインターネット上のトラブルに関する相談
児童相談	中央児童相談所 昭和区折戸町4-16	757-6111(代)	電話相談・面談相談（予約） 千種東北中部七ヶ丘地区の方	月～金 8:45～17:15 （祝日・年末年始を除く）	養育医療・児童虐待・行方不明・不意欲・しつけ等
親子のための相談LINE （24時間365日対応）	西部児童相談所 中川区小坂町1-1-20 東部児童相談所 緑区西海町字小森48-5	365-3231 899-4630	電話相談・面談相談（予約） 西・中村・熱田・中川・港区の方 電話相談・面談相談（予約） 瑞穂・南・津島区の方	24時間 （遠隔で通話にかかることもあります。）	

※緊急の場合は110番通報してください

なごやっ子SOS 761-4152
（24時間365日対応）

児童相談所虐待対応ダイヤル「189」
（24時間365日対応）

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 電話(052)972-3257 FAX(052)972-4439

～子どもたちのために始めよう！～

“声かけ”と“見守り”で顔見知りの環境づくり！

近所の子どもたちに声かけをしながら、地域の大人として、子どもたちを温かく見守りましょう。息の長い活動として、最初から無理をせず、下記のようなことから始めましょう。

こんな活動から始めましょう！！

- 子どもたちに、積極的に「おはよう」「こんにちは」と声かけをする。
- 良い行いをしたときにはほめて、危険な遊びやルール違反には注意する。
- まわりの大人にも積極的にあいさつや会話をし、活動の輪を広げる。
- 毎月第3日曜日の「家庭の日」の普及啓発に努める。



★ ★ 深夜は、事件や事故に遭う危険が高まります ★ ★

深夜、外出している子どもを見かけたら、積極的に声をかけ、帰宅を促すように努めましょう。

【愛知県青少年保護育成条例】 ※青少年：10歳未満の者 深夜：午後11時～翌日の午前6時

- 保護者は深夜、みだりに青少年を外出させてはいけません。
- コンビニエンスストアや飲食店など、深夜商業施設の事業者等は、深夜、施設内等にいる青少年に対して、帰宅を促すよう努めなければなりません。
- カラオケボックス、漫画喫茶、インターネットカフェの事業者は、保護者同伴であっても、深夜、青少年を立ち入らせてはいけません。（違反には罰則があります。）

薬物乱用から子どもたちを守るために

覚醒剤、大麻、危険ドラッグ（大麻グミなど様々な形状のものを含む）などの薬物の使用は、止めようと思っても自分ではコントロールできない状態になり、身体的・精神的に悪影響をもたらします。

近年、一部の青少年の間で市販薬を一度に大量に服用する、過量服薬（オーバードーズ、OD）と呼ばれる行為が広がっています。用法や用量を守らずに使用すれば、医薬品であっても「乱用」にあたり、身体的・精神的に悪影響をもたらします。

しかし、薬物乱用・過量服薬の背景にはストレスや悩みなど、様々な「生きづらさ」があります。

薬物乱用・過量服薬という問題に注目してしまいがちですが、頭ごなしに否定したり、力ずくで取り上げたりするのはなく、まずは子どもたちが「生きづらさ」を正直に話せる安全な環境をつくるのが子どもたちを守るカギとなります。

★喫煙・飲酒もさせない★

2022年4月から民法の成年年齢は18歳に引き下げられましたが、飲酒・喫煙に関する年齢制限は20歳のまま維持されています。周りの大人は20歳未満の喫煙・飲酒防止に取り組みましょう。

薬物乱用防止普及啓発に関する相談窓口

名古屋市保健所生活衛生部環境薬務課
☎052-972-2651

薬物に関する消費者等からの相談窓口

あやひやぐつ連絡ネット(厚生労働省委託)
☎03-5542-1865

薬物問題等依存症に関する相談窓口(専用電話)

名古屋市精神保健福祉センターこはら
☎052-483-3022

家庭でのルールを作りましょう

各家庭のスマホ、タブレット端末等の利用状況に合わせ、家族で相談してルールを作りましょう。

ペアレンタルコントロールを活用しましょう

ペアレンタルコントロールとは子どものスマートフォン等の使用状況を保護者が把握したり安全管理を行ったりする仕組みです。OS事業者（Apple、Google等）が提供するサービスなどを活用しましょう。

フィルタリングを設定しましょう

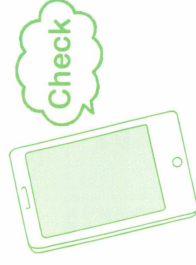
フィルタリングを設定して、子どもたちにとって好ましくない有害情報の閲覧やアクセスを制限するようにしましょう。

主な設定方法 ● 詳細は携帯電話会社や販売店で確認下さい

- 1 購入時に携帯電話会社のフィルタリングサービスに申し込む
- 2 スマートフォンなどでWi-Fi通信を利用してWEB（ブラウザ）を閲覧する場合にも、制限可能なフィルタリングアプリを設定する
- 3 アプリの利用制限をするアプリ用のフィルタリングを設定する

※一部端末は本体の機能制限の設定も必要です。
※ SafariやGoogle Chrome等既存のブラウザの削除が必要です。

★携帯ゲーム機、携帯音楽プレイヤーなどでも、インターネットに接続してアプリやサービスを利用できるものもあるので、こちらにもフィルタリングを設定しましょう。



SNS等の利用に関するトラブルに注意！

SNSはいつでも気軽に利用ができ、情報交換等のツールとしても便利ですが、会って話しているような感覚になるなど、緊張感や警戒心が少なくなりやすく、危険を招く場合があります。そのため、下記のように特に注意をしましょう。

- SNS等で素性やメッセージを偽って近づくて脅迫・誘拐・ストーカー行為などに及んだり、「闇バイト」に勧誘するといった事例も起きています。特に、DMなどで直接連絡を取ろうとしてくる相手には注意しましょう。
※DM：ダイレクトメッセージ(当人同士以外の目に触れない直接のやり取り)
- 犯罪者が子どものSNSから友達関係等を探索するのは簡単であると言われており、個人を特定できる情報発信の危うさを知する必要があります。写真や動画の投稿には背景や写り込みなどに注意するなど、慎重に行いましょう。
- 児童ポルノ・画像を製造、提供等する行為は、児童が行っても違法行為となります。交際相手、友人等の信用している相手であっても、自分の下着姿や裸の写真や動画は送らないようにしましょう。

自転車の交通違反に交通反則通告制度（青切符）が適用されます

令和8年4月1日から、16歳以上を対象として、自転車の交通違反に交通反則通告制度（いわゆる青切符）が適用されます。自転車に乗るときは、交通ルールを守りましょう！

自転車の主な違反と反則金

スマホ等のながら運転	指定場所一時不停止	
遮断踏切立ち入り	無灯火運転	5,000円
信号無視	傘さしや大音量でのイヤホン等使用運転	
右側通行(通行区分違反)	並進	3,000円

※点滅信号は、5,000円

スマートフォン等の危険から青少年を守るために



名古屋おすめルール

- ★家で利用する時間は夜9時までにしよう
- ★食卓に持ち込まない
- ★人の悪口や個人情報を書きこまない
- ★ケータイスマホを使わない人を仲間はずれにしない
- ★知らない相手にメール等を返信しない